

(三九二)

す。この問題に対して現在の政府が全く無知であり、盲目であるために、続解除除すらまだ十分に行われていないのに、早くも前門の狼は去つたけれども、後門の虎に脅かされるという状況であつて、これから来るものは、全面的に不景氣以外の何ものでもない。従い

まして、これを打開するための方針というものが当然政府当局としても研究されておらねばならぬ。又経済安定委員会としても、需給調整に関する法案を審議して、過去の過剰物資対策として、過剰物資については調整法も、それについての方法論だけでも予めここで審議して考えられているということ、初めて将来安定への準備ができるわけであつて、その準備がはつきりなされていないということは、私は極めて遺憾であると思つております。従つて、我が需給調整法の一年延長を承認し、仮に今日通過させるとしまして、その場合に更に大きな問題が背景にあることを我が十分知つており、政府に対してその調査と立案を要求したということだけは国民の耳に止めて頂いて、審議が進んでいるということ、でなければ、誠に私は相済み次第であると考えております。ウエルシュ氏は、二、三年前にこのことを指摘しましたときに、政府当局並びに関係当局では、現在過剰物資に対する対策というが、その観点から一つ考えて貰いたい、生産過剰となる恐慌の危機が来たときにどういう統制方式を採るかというところは、そのときに考えたらよろうというふうなお話でした。まあ當時はそういう状況でありましたので、我々も口をつぐんでおつたわけでありまして、ところが今は今日恐慌が全面的な現象になり、そうして政府委員は必要に応じて各業種別に需給調整の新たな法案を準備されると言いますけれども、私は全業種に亘つてこの問題が起ると思ひます。それを一体どういふ資本主義の修正の形態において打開す

るかというところを政府委員にお聞きすることは実は無理であつて、内閣の大匠諸公自身が今から考へて置かねばならぬに拘らず、何らそれに対する対策がない。最近民主連におきましては自由のための経済計画といふことを言つておられるそうですが、私はこれはなかくいいスローガンだと思つております。それで結局、公正競争を確保し、企業の合理的存在を確保するためには、一面不正競争を防止すると共に公正な協同及び均衡、バランスを確保するといふための、やはり政策と法案が準備されねばならぬ。ところがその準備が一向されてない。現に例へば雑誌にしまして、一月号の雑誌が十月の末に出る、これは明らかに不正競争である。不正競争に対して仕方がない……、必要に応じて、又司令部の示唆もあつて業界が申告をして、一月号の雑誌が十二月過ぎでなければ出まいという申告をして、又下劣なエロ雑誌が氾濫してゐるのに對して、そういうようなエロ記事は自粛しようという申告をした。この申告せしめ、即ち不羈放なホッテントツト達の自由競争を明らかにチエックしたものであつて、自由に対する侵害であるといふことが当然にホッテントツトの諸君からは言ひ得るわけであるが、併し人類としてはそういう侵害が人類の共同生活のために必要であれば、ホッテントツトの自由はこれを抑えらる。人類の自由を守るためには、そういう公正、協同のルールが必要であるといふ主張からすれば恐らく黙認されたいと思ひます。これはホッテントツト的な自由主義競争から言へば明らかに不埒な干渉である。エロ雑誌を出そうが、正月号を九月に出そうが俺の自由だ、嫌ならお客さんが買わなければいい、これをお客さんが買ひ方、素朴な自由主義の観点から言へば筋道が通つてゐるわけだ。然るに世の常識あるコンモンセンスというものから見れば、それはそういう主張が間違つてゐるものであつて、或る程度の統制といふような、自粛といふような、協調といふようなものが必要であつて、それが経済界に對しても言へるわけだ。とが経済界に對しても言へるわけだ。悪い品物を作つたり、やたらに販売競争を行つたりといふことに對しては、やはりエロ雑誌の自粛と同じように業界が自粛する、又は消費者、勤労者の参加した委員会のようなものがあつて、そういうものが認めた場合に、需給のバランスのための適切な処置をとる得るといふ社会の安全弁がなければ、恐慌を防止することはできない。こういう問題に對しては当然政府側としては需給調整法の審議に當つて、あるべき姿に今後の経済の安定について方法と政策が示さるべきであるにも拘らず、論議されてない。私は政府当局に對して、あのときはウエルシュさんに對して独占禁止法というものが不正な財閥的私的独占を禁止しようとしたその意向を了として、我々は賛成して今まで来たわけではけれども、その馬鹿の一つ覚えだけではどうにもならん状況であつて、現在では一方において不正な私的独占を鎮圧すると同時に、他方においても公共的な協同とバランスを確保するための措置をどういふ形で確保するかということが準備されておりました、もはや今年、来年は私

は合理的に乗り越へることは困難であらうと思ひます。従ひまして只今のようなお尋ねをしたわけでありますが、差迫つた審議にこれ以上論議をしましても間に合いませんことですから、私共一議員としてこういう極めて深刻な疑問を持つておるということ、政府委員を通じて政府の政策に一つ將來反映させて頂きたい、こういう趣旨で意見を述べた次第であります。

○委員長(佐々木良作君) 外に本法案に對する御質問ありませんか。

○奥むめお君 この前の法律を延長するときにそういう意見が出ていたのですが、これはとにかく非常に産業の上に、又消費生活の上に重大な影響を直ちに及ぼすものなんですから、いゝれば役所に対して、官庁に対して白紙委任状を出したようなものであるから、あと法律の経過がどういふように行われておるかということ、我々も知らなければならぬ。何か査察といふような報告的なものがあるということ、を伺つたと思ひますが、まあ又今度これを延長するといふ時期になりました、何か印刷物ができるとか、そのとき懇談会の席上だつたと思ひました、まだそのまゝになつておりますが、それはこの際言わない、そのまゝ問わないといひました、今日のうちに統制撤廃と、それと統制との混乱の時期に、私共の消費生活といふものはまるで役所の方針一つで翻弄されておるという形も私はなくはないと思ひます。ですからこういう白紙委任状で委された法律に對する現実の生活がどうであるかといふ意當り当面の問題としてどういふ見通しを持つておられるかということ、私は一つ聞きたい

し、例えば又石鹼の問題でも、纖維の問題でも或いは食糧の問題でも、つまりこの間の座談会ときには纖維品の切符制は続くとおつしやつたが、その後の新聞を見ると四月、五月は外すと、こう書いてある。こういう臨時措置が決まつたらしいですけれども、実際の生活から見ますと、切符なんか何もしなくても何でも買へる。却つて切符があると邪魔になつて来る。すると役所では机上で立案をしていらつしやるでしようけれども、現実の生活の面ではどうあるかといふことをお知りになることが今程必要なことではないと思ひますが、今の臨時措置としてでも、現実どういふふうな、今の統制がどうなつてゐるかといふことや、見通しといふことも、民間とそれから役所の立案なさる方との間に協議して見たり、或いは実情を話合つたり見通しを相談して見たりするやうな機關をお作りになる意思はないか。そういう計画はおありになるかどうかということをお説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(増岡尚士君) 大体今後のこの法規の適用の見通しにつきましては、前に或いは御説明したかと思ひますが、先程帆足先生からのお話もありました、が、新らしい意味の需給調節という問題は別といたしまして、この法律で考へておられます過小物資の統制といふ行き方につきましては、一応できるだけ枠を外して行くといふ考え方で始末をした方がよいだらうと思つておりますので、御承知のように、順次統制の解除をやつて来ておるわけでありまして、向今お話のありましたように、統制の実情が實際と離れておるといふ御

意見、我々もとき／＼耳にしますが、又我々個人の私生活から見ても、そういう例をとく／＼見ますので、そういう点については十分反省をしながら法規の運用に心掛けておるわけでありま

ら、討論採決に入る前にこの審議は一応ちよつと停止いたしまして、次の外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案の審議に入りたいと思ひますがよろしくごさいますか。

を延期しようとする理由であります。何とぞ右御審議の上、速かに賛成されんことを切望して止まない次第であります。

期とか方法につきまして、国際的に非常には慎重考慮しなければならぬ問題がございまして。これは外国為替集中の法律のところに關係がございまして。

では交渉されておると思うのです。そうでなければ折角これを通しながら実は法案全体としては完成するものでもないし、又貿易会計としても非常に未完成なことになって来る。そういう来ならば向うと交渉して期日を延ばさなくとも、三月もあるのですから、当然私はできておることだと思つてい

まして、統制の実態というものを検討し合うという制度は、現在のところ法制的には認められておらないのでありますけれども、実際は個々の物資につきましては、まあ業界の意見なり、或いは消費者の意見というやうなものを相當に開ける範囲内で我々としては聞いておりますし、又現実には物資の統制をやつております各省におい

○委員長(佐々木良作君) それでは同法案を議題にいたします。先ず政府の提案理由の説明を願ひます。

○政府委員(西村久之君) 只今議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきま

集の規程は現在政令三百五十三号という政令がございまして、これによつて輸出は全面集中になっておりまして、一本々々集中をしております。

た。今政府委員の御答弁によると、まだ向うと交渉中であるというお話であります。今政府委員の御答弁によると、まだ向うと交渉中であるというお話で

ても、相當聞いてやつておるのであります。尚その聞き方の足りない点もあるかと存じますので、その点についてはできるだけお話のやうな趣旨で今後やつて行きたいというふうに考えております。

○委員長(佐々木良作君) 外にこの法案に對しまして御質問ありませんか。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(佐々木良作君) 速記を止めて下さい。三ヶ月延ばしまして、六月三十日という法律でござい

これは政府では外資導入に関する法律案を今用意をいたしておりますが、關係方面との打合せで決定に至つておりません。現在の外資導入の問題は、外

思ひます。○委員長(佐々木良作君) 速記を止めて呉れというお話ですがよろしくごさいますか。……では速記停止。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは、臨時物資供給調整法等の一部を改正する法律案に對する質疑は外にございせんか。

補つてよろしいという規定があるわけでありす。この規定は財産及

つぎりと改正をいたしたいと思つてお

〇委員長(佐々木良作君) それでは本

きましてもケインズ等の学説において

ニューディール思想並びにその政策体系によつて半ば解決せられたことによつて、資本主義は又異なる意味において合理性を主張し得ることが許されておるわけですが、この問題につきまして二年ばかり前にウェルシュ氏、その他政府委員に御質問しましたときに、私が記憶しておる限りにおきましては、今は過少生産のときだからこれでよいのではないか、又過剰生産又は恐慌が来たならばそのときに考えようというようなお言葉でありました。ところが今や正にそのときが来まして、これについての経済政策の方法論なり、資本主義修正の理論体系なり、実際の政策の準備をしておきませんと、もはや統制のあとに来るものに対して手遅れになりまして、不当なる損害と不安と苦痛を国民に與えるというやうな段階に差迫つております。従いまして、私は本日政府委員にこの問題につきまして御答弁を承らうとも思いませんし、又これは本来ならば、内閣それ自身が深く考えるべき問題であらうと思ひますが、同時に我々は占領下にあつて、占領の政策の枠に協力しながら政治をせねばならぬという不幸なる敗戦の時代にあつてから、一つ公正取引委員の皆様ににおきまして、一方において独占を取締らなければならぬ、不当なる独占を取締らなければならぬ。他方において公正なる行動と、国民経済のバランスを維持しなければならぬ。然るに現在恐慌に直面している。これに対する独占禁止法の今後の在り方について、司令部当局はどういうふうにかえられるかということについて、皆様は我々国民を代表して折衝の任に當つてゐるわけでありすから、

一つ十分に論議をして頂いて、そして司令部当局の考え、又公正取引委員会

〇委員長(佐々木良作君) それではこ

〇委員長(佐々木良作君) それでは本

三月二十九日予備審査のため、本委員

外国為替及び外国貿易管理法の
一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法
の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法（昭
和二十四年法律第二百二十八号）の
一部を次のように改正する。

附則第一項但書中「三月三十一日」
を「六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

三月三十日本委員会に左の事件を付託
された（予備審査のための付託は三月
二十九日）

一、外国為替及び外国貿易管理法の
一部を改正する法律案